

茨木市総合交通戦略策定協議会設置要綱

(設置)

第1 交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、茨木市総合交通戦略策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 茨木市総合交通戦略策定に関すること。
- (2) その他茨木市の都市交通に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 公共交通事業者及びその運転者で構成された団体から推薦された者
- (4) 福祉に関する団体から推薦された者
- (5) 公共交通に関わるNPO法人から推薦された者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、建設部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月13日から実施する。